

公益財団法人北海道科学技術総合振興センターにおける法令遵守に対する 取り組みについて

平成 28 年 9 月 20 日

公益財団法人北海道科学技術総合振興センター（以下当財団という）の役職員は、当財団が社会的責任を果たし、当財団の公共性、公益性を保つために、当財団の事業活動及び事業費等の取扱いに関する法令およびその精神ならびに倫理に則り、不正行為を行わず、また不正行為の防止に努めます。

2. 当財団の役職員は、個人の基本的人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、身体的特徴、年齢等に関する差別的言動、暴力行為いじめ等の人格を損なう行為を行いません。
3. 当財団の役職員は、自らの責任権限に基づき業務を遂行し、常に能力向上のための自己研鑽に努めます。

当財団では、機関の運営・管理の適正化のために以下の通り不正防止対策のための責任体系を定めております。

【最高管理責任者】

センター事業および事業費等の運営管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、理事長がこれにあたる。

【統括管理責任者】

最高管理責任者を補佐し、センター事業および事業費等の運営管理についてセンター全体を統括し責任と権限を持つ者として統括管理責任者をおき専務理事がこれにあたる。

2. 統括管理責任者はセンター全体の具体的な対策を策定しコンプライアンス推進責任者に対する実施を指示するとともに当該実施状況を確認する。

【コンプライアンス推進責任者】

事務局内の各部におけるセンター事業および事業費等の運営管理について責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者をおき各部長がこれにあたる。ただし、部内に室・研究所がある場合、統括管理責任者が室・研究所毎にコンプライアンス推進責任者を指名することができる。

2. コンプライアンス推進責任者は、自己が管理する部・室等におけるセンター事業および事業費の運営管理に関する事務を適正に行うために必要な措置を講ずる。
3. コンプライアンス推進責任者は、自己が管理する部・室等における不正防止の具体策（コンプライアンス教育、モニタリング等）を策定し実施するとともにその状況を統括管理責任者に報告する。

当財団では、当財団の事業および事業費等の不正行為に関する外部からの相談・通報または告発等（以下「告発等」という）を受け付ける窓口（相談・通報窓口という）を設けています。

【外部相談・通報窓口】

1. 相談・通報窓口は事務局長がこれにあたる。
2. 事務局長は告発等を受け付けた場合は速やかに統括管理責任者に報告しなければならない。
3. 統括管理責任者は告発等を受け付けた場合は速やかに対応しなければならない。
4. 相談・通報窓口についてセンター内外への周知に努めなければならない。

通報窓口 e-mail ; compliance@noastec.jp (事務局長以外は閲覧できません)